

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

東日本大震災、そして東京電力福島第一原発の事故から八カ月であります。こんなときにTPPか、復興の最大の妨げだ、これが被災地共通の声であります。

そこで、まず野田総理、去る十月二十日に福島の県議会が、TPP交渉参加に反対する決議を全会一致で採択いたしました。こう書かれております。

東日本大震災、さらに原子力災害とそれに伴う風評被害等により農林水産業が受けた被害は計り知れず、今後の再生産に向けた経営の維持等、生産者・団体・行政が一体となって取り組んでいる最中、TPPの参加によって本県の農林水産業はもとより、地方そのものが崩壊するものと懸念される。

また、TPPは貿易だけでなく、金融や知的財産、労働、医療分野なども幅広く含まれるため、第一次産業のみならず、多くの産業が危機にさらされ、日本人の雇用も不安定になる危険性をはらんでいる。

よってということで、拙速にTPPに参加することは、福島県の復興の足かせになるものであり、TPP交渉参加に反対することを決議する。

このように述べております。

総理は、今お聞きになって、この福島県議会の決議をどう受けとめておられるでしょうか。

○野田内閣総理大臣 まずは、福島県はまさに被災地でございますが、こういう被災地の、特に農林漁業の復興ということ意識して、先般、十月二十五日に政府決定した、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針がございます。こういう取り組みを行いながら、そうした不安をなくすように全力を尽くしていきたいというふうに思います。

一方、TPPについては、今の福島県のそういう声もあります。さまざまな声をちょうだいしています。慎重な御意見もあります。推進すべきという意見もあります。時期尚早という意見もあります。さまざまな意見を、今党内でも闊達な御議論をいただいておりますが、そうした御意見も踏まえながら、広範な視点があると思うんです。ただ、政策全体の推進というものを八月に決めてはいますが、これに基づいてしっかりと議論をして早期に結論を得るとというのが、今の私どもの姿勢でございますので、さまざまな声をお聞かせいただきながら対応していきたいというふうに思います。

○笠井委員 農地を復旧しても、TPPによる米価暴落で地域農業はつぶされてしまう、参加を検討していると聞いただけで復興への気持ちがなえてしまう、総理は、この被災地の声を本当に真剣に受けとめているのかと思います。

福島県議会だけではありません。農水省のまとめによりますと、昨年十月から現在までに、TPPに関する意見書が、被災県を初め四十四道府県議会から上がっております。そのうち、参加すべきではないが十四、そして慎重に検討すべきが二十八であります。市町村議会では、合わせて千四百二十五件、参加するべきでないだけでも約八割であります。全国町村会、九百三十四町村が入っておりますけれども、ここも三度にわたって反対決議を上げている。

総理は、さまざまな意見があると今言われました。そういう中で早期に決めると言われるわけですが、こういう状況が全国にあるときに、目前のAPEC首脳会議、この場でTPP交渉参加表明を行うという結論が出せると本当に思っているんじゃないでしょうか。その点、どうですか。

○野田内閣総理大臣 さまざまな不安や懸念にお答えをしていくために、これまでも情報収集に

努め必要な説明をやってきたと思います。ただ、それは不十分だという声もいただいておりますので、さらにそうした情報収集と説明責任は果たしていきたいというふうに思います。

その上で、議論は本当にいろいろな視点があると思いますが、議論が熟した段階においては、やはり一定の結論を出すということが必要だというふうに思っております。

○笠井委員 議論が熟したと言われましたが、だから、まさに熟していないんです。こういう状況がある。

そして、直近の世論調査でも、政府は説明していないというのが八割です。よくわからないが四割。とても国民的にしっかりした議論が行われていないことは明らかで、APECは今週ですから、まさに熟したなんという状況じゃありません。昨日、国技館では六千人の大集会が行われて、JAや日本医師会など広範な団体はもちろん、国民的な不安と怒りが広がっております。

与党民主党の中でも大きく賛否が分かれて、二十二回も議論したって、結局、交渉参加を決められぬでしょう、やじっているけれども。衆参の国会議員の過半数、三百六十三人が、一千万を超えるTPP反対署名の請願紹介議員になっている。なぜこうなっているかといえば、熟しているどころか問題点ばかりで、何よりも、TPP交渉の大前提が大問題だからだと思います。

そこで、確認したいんですが、政府はよく、交渉に参加しないとルールづくりに入れないというふうに言われますけれども、このTPPの交渉というのは、いかにもこれからルールをつくる交渉を始めるというふうに聞こえますけれども、では、改めて確認したいんです。これは外務大臣ですかね。TPPというのは、既に四カ国、P4という、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイが入っている協定がある。この協定を引き継ぐ交渉だということでもあります。

そこで、その協定に当たっては、二つの基本的な原則というルールが既にあるということだと思えます。一つは、TPPでは、すべての貿易にかかわる関税はゼロにしていくという問題、もう一つは、関税以外の方法での貿易制限はこれまた原則撤廃していくということでもあります。

こうしたTPP交渉に新たに参加するには、この二つのことは基本的に認める、これが前提条件だということでは間違いありませんね。

○玄葉国务大臣 今、笠井委員が、P4協定を引き継ぐからという話で、いわば関税の原則撤廃、そして他のルールをもっと緩めるという話がありました。

確かに、TPPというのはより高い水準の自由化というものを目指すという意味では、ある意味そのとおりだというふうに思います。

○笠井委員 そのとおりだということでもあります。

そういうTPPの交渉に参加するということは、では、日本に一体何をもたらすか。何より、国民への食料の安定供給を土台から壊すことになるという問題が議論されて、問題になっている。政府自身も、重大な懸念を認めています。

外務省が提出した資料で「TPP協定交渉の分野別状況」という文書がありますけれども、これによりますと、日本側の慎重な検討を要するという懸念の問題が、二十一分野にわたって、それぞれについて懸念点が具体的にあるということがる述べられているわけでもあります。

ページをめくって最初に出てくるところでいいますと、こうあります。「高い水準の自由化が目標とされているため、従来我が国が締結してきたEPA」、経済連携協定において、「常に「除外」または「再協議」の対応をしてきた農林水産品（コメ、小麦、砂糖、乳製品、牛肉、豚肉、水産品等）を含む九百四十品目について、関税撤廃を求められる。」「求められる。」と書いてあります、文章が書かれています。これは外務省の文書です。

そこで、鹿野農水大臣に伺いますが、農水省はこれまで、日本の関税率平均といえれば一二%で、国際的にも十分低い水準にあるということも含めて、これ以上下げるといえるのではなくて、やは

り守るものを守る、とにかく、いろいろな場面でいろいろな言い方がありましたが、守るべきものは守るというふうに答弁されてきましたが、大臣、このTPPに参加しますと、今の外務省の懸念点はあるわけですが、農林水産品の関税も、これはすべてゼロになっていくことになるということによろしいのでしょうか。

○鹿野国務大臣 今外務大臣からお話がありましたように、TPPというこの協定は、いつの時点でというふうなことは言われておりますけれども、いわば関税撤廃を前提としてというふうなことであると言われておるといことは承知をいたしております。

○笠井委員 そうなると、これに入れば、農産品についても関税が撤廃されていくということになるなど。農水大臣。

○鹿野国務大臣 そのようなことだと思っております。

○笠井委員 そこで、そうなるとどうなるかということなんですけれども、この新聞に出ている意見広告が目をつけたんですが、「店頭から国産豚肉が消える!？」と、日本養豚協会が出した意見広告が十一月の三日付で新聞に出されました。

そこで紹介されている、意見広告の中に出ているのが農水省の試算の資料なんですけれども、農水省は、すべての関税が撤廃された場合の農林水産物の生産などへの影響について、試算を既に出しております。

このグラフにありますように、食料自給率が現在の三九%から一三%ということで、とにかく急落をする、この薄青の線であります。そして同時に、豚肉自給率についても急落をするということで、現在国内で生産されている豚肉の七〇%が輸入に置きかわる。この養豚協会の意見広告でも、「産業としての養豚は国内から消滅してしまうことにもなりかねません。」というふうに警告をいたしております。

米生産については九〇%がなくなっていくということで、農林水産物の生産額は四兆五千億円も減少して、関連産業も含めると、GDP、国内総生産の減少というのが八兆四千億円になって、雇用は三百四十万人減る。

農水大臣、これは農水省の試算だと思うんですけれども、関税を撤廃するとそういう深刻な事態になってしまう、こういうことによろしいわけでしょうか。

○鹿野国務大臣 基本的に、TPP交渉という中で、具体的な形でこのTPPに参加をするということになった場合に、何も手を打たないというふうなことを前提として、こういうふうなことが予測されますということでございます。

○笠井委員 何も手を打たなければということが前提だと。そして、総理は、このTPPの参加判断のいかんにかかわらず、農業再生は進めるとか両立させるといことも、本会議以来、かねて言われてきましたけれども、そうはいっても、日本がTPPに参加することは、とにかく農林水産業に大きなマイナスになる、大打撃を与えるということは明らかだと思うんです。

関税がゼロになれば、畑作は壊滅する。サトウキビ、てん菜、酪農、畜産なども全滅であります。政府が出したこの再建方針・計画も、土地利用型ということになっております。平地で二十ヘクタール―三十ヘクタールの経営体が大部分、大宗の構造をつくるというわけでありましてけれども、そうなりますと、九六%の農家が切り捨てられて、十人に九人以上を離農させるということになってしまうんじゃないか。

そうなると、両立させるとか手を打たなければと言いますが、結局、関税を撤廃することによ

って、そういうことでどうやって両立できるのかということになってくるんじゃないんですか。

○鹿野国務大臣 重ねて申し上げますけれども、具体的な施策を何もしない、こういうふうなことを前提として私ども農林水産省としては提示をさせていただいたわけでありまして、当然、このTPPに参加するかしないかというふうなものは、交渉参加についてもまだ決めていない段階であります。

ゆえに、私どもとしては、とにかくTPPに、交渉に参加するかしないにかかわらず、私どもが食料の安定供給、そしてしっかりと食料安全保障問題に取り組んでいくということは、これは私ども農林省に与えられた責務であると思っております。

○笠井委員 今のを聞いていますと、とてもあした決める、総理が判断するなんて言える状況じゃないなということと、何もしなければということですが、では、出していると言いますけれども、その政府が出している計画を聞いて、農家の方や、養豚業界もそうです、畜産の方も、いろいろな方が、関係者が、ああ、これならいける、TPPに入ったって大丈夫だというふうに言っているんですか。聞いたって、全然そんな納得、していないわけですよ。

具体的に納得できるものを出さずに、こうよくなるかもしれないという願望を幾ら言ったって、これまでも自由化ということでどんどんつぶされてきたというのが実際の当事者です。牛肉、オレンジ、米、結局、バケツに穴をあけておいてどんどんつぎ込んだって、自給率はどんどん下がってきたじゃないか、これがこの間のさんざんの経験であります。それよりも、具体的に生きた血の出る現実を、このTPPに入ることによって、関税撤廃することによって起こす。

大体、競争相手というのは、世界でも最も農産物の安いアメリカやオーストラリアです。日本農業が壊滅的打撃を受けるのは避けられない。一戸当たりの耕作面積がよく言われます。アメリカは日本の百倍、オーストラリアは千五百倍、北海道の方だってかなわないと言っているんですよ。競争できる強い農業なんといっても幻想だということを、実際に当事者の皆さんはもう痛感している。まさにそういう問題だと思います。

政府は、守るべきものは守りますと、今大臣も言われましたけれども、繰り返して言うけれども、では具体的に、米を守る、あるいはこれを守るということは一切言わないじゃないか。それに対して、こうやれば守れるという、ちゃんと納得できるものも出ていない。

二〇〇六年には、衆参の農林水産委員会でも、当時、日本とオーストラリアの自由貿易協定について、重要品目を除外しない交渉入りには反対を全会一致で決議してきたわけでありまして。

TPP交渉に参加するに当たって、では、重要品目、センシティブな品目は守る、このことについてははっきり主張して、貫けるとははっきり言えるんですか。

○鹿野国務大臣 国会決議のことは、私ども承知をいたしております。

ゆえに、昨年十一月に、政府におきまして包括的経済連携につきましてまとめさせていただいた中におきまして、いわゆる高いレベルの経済連携を進めていくということでございますけれども、そういう中で、センシティブ品目に配慮をしながらというふうな項目もその中に盛り込まれておるということを申させていただきますと思います。

○笠井委員 配慮しながらなんということじゃ、弱々しくてだめなんですよ。

大体、カナダの場合は、このTPPに交渉参加するかどうかということで、チーズやアヒルなどの家禽類の肉については関税撤廃を表明しなかったということで、交渉参加を断られちゃったわけでしょう。交渉に参加しようとするれば、結局、いや、何とかその点についてはというふうなことを言ったって、貫けないということになるじゃないですか、参加するということになれば。

TPP交渉参加というのは、日本の農林水産業に壊滅的打撃を与えて、国民への安定的な食料供給を土台から崩す。特に、被災各県にとってはさらに深刻であります。日本の有数の米どころ、ワカメ、昆布、サケ・マスなど水産業にも甚大な被害が出てくる。TPP参加強行は、だから復興への希望を奪うという声が上がっているわけであります。

政府は国益ということをお口にしますが、私はこれほど国益を損なうものはないと思います。自国での農業と食料生産をつぶして、専ら外国に頼る国にしているのか。この国の根本的なあり方が問われていると強く言いたいと思います。

そこで、この交渉に新たに日本が参加するには、もう一つ前提となる条件があると思うんです。既にTPP交渉に参加している国は九カ国であります。新たな交渉参加を決めた国については、そうした既に交渉に参加している国に、私たちの国は参加したいですということを通報して説明をして、そしてそれら諸国の同意を取りつけるための調整協議を行うこととなります。

そこで、玄葉外務大臣に伺いますが、この参加各国の中で特にアメリカの場合、新たな交渉参加国を認めるためのアメリカの国内手続というのはどのようになっているか、端的にわかりやすく説明してください。

○玄葉国務大臣 できるだけ端的に御説明いたしますが、その前に一言、二言。

先ほどの関税の話であります。申し上げたとおり、原則関税撤廃なんです。長期的かつ段階的撤廃を主張する国が多い、また同時に、中には除外を求める意見も出ていて、まとまっていないというのが現状だということをお事実関係として申し上げたいと思います。

それと、カナダの話は、決定的に一つだけ違います。それは、いわゆるNAFTAに入ってアメリカともう既に自由貿易協定を結んでいるということも、これは事実関係として申し上げたいと思います。

今のお話は、TPP協定交渉への新規参加につきましては、正式な手続規定があるわけではありません。その上で、参加には、現在交渉に参加している九カ国の同意が必要であるというふうに承知をしております。

今おっしゃった米国、確かに、ペルーとか豪州、マレーシア、チリ、これは閣議了解、閣議決定で結構だということなんです。米国は議会というものが、もともとTPA法によっていわば授權している、もともと通商権限が議会にあって授權していたという経緯があるものですから、米国政府については、新規の参加国と交渉開始をするという場合に、少なくとも九十日前に連邦議会に交渉開始の意図を通知し議会との協議を行う。この議会への通知は、ある程度米国政府と議会との調整、協議が進んでから行われるというふうに承知をされていて、このための時間も一定程度必要になる、そういうふうに考えております。

○笠井委員 今の答弁をパネルにしてみました。

各国それぞれあるということがありますが、アメリカとの関係でいいますと、まず、日米両政府の事前協議、これは既にいろいろやってきているということも含んでありますが、参加をするというふうに表明した場合になりますと、アメリカ政府に伝えるということで参加したいという表明をして、アメリカ政府は、今度は米議会との間で、今大臣も言われました調整、協議を事前にやった上で正式に通知をする。そして、その後、最低でも、少なくとも九十日間と言われました、それをかけて同意、承認を得ることになります。そして、それで初めて日本は参加国の交渉テーブルに着けるということになるわけであります。

そうしますと、アメリカはこれまでも、毎年日本に対して対日要求報告書ということをお、いろいろな種類がありますが、繰り返し出しながら、日本に貿易の制限を取り払うように強く要求してきている国であります。そのアメリカから日本が交渉参加の同意、承認を受けようとすると、政府だけじゃなくて議会も含めてこういう手続が必要で、九十日ですから、三カ月プラス事前に

ということで、期間は定まっていない、官房長官は、かなり長くなるかもしれないというようなことも記者会見で言われた。

そういう時間もかけて、交渉に参加したいなら、アメリカの意向、要求についてはどうするんですか、対日要求をちゃんと聞いて受け入れなさい、アメリカの要求をのまなかったらこういう承認手続は得られませんよ、交渉に入れませんよ、こういうことを言われることになるんじゃないでしょうか、これから。

○玄葉国務大臣 確かに、TPP協定の目指す高い水準の自由化交渉をする準備がある、そういうことを、少なくともそれに対する信頼を、参加国からそれぞれ得ていかないといけないということは確かだというふうに私自身も考えております。ただ同時に、現時点で、今おっしゃったような個別の二国間の懸案事項をあらかじめ解決していくことを交渉参加の前提条件として示している国はありません。

その上で申し上げますと、今おっしゃったような、特定国から個別の二国間懸案事項への対応が求められる可能性というのは私はゼロではないと思います。可能性としてはあるというふうに思いますけれども、その場合、やはり、何が対応可能で何が困難かということを、TPPの協定とは別に個別にしっかりと対処するということが、私としてはどうか、日本国政府としては大切なことなのではないかというふうに考えております。

○笠井委員 今大臣言われました、信頼を得るためにはということ、要するにTPPの原則、先ほどいろいろな言い方をされましたが、関税は基本的にゼロにしていく、それから関税以外の規制も撤廃するというのをちゃんとと言わないと信頼を得られないわけです、そういう世界ですから。

結局、そこにあらかじめ前提条件としてこれをのまないというようにことを書いていない、言っていないと言いますが、前提条件としてそういうことを言っていないくても、アメリカは実際には、この要求をのまなかったら交渉に入ることに同意しないとやってくる、そういう可能性はあるというわけですね。二国間ではそういうことを求めてくる可能性があるというわけですね、さっき。(玄葉国務大臣「ゼロじゃない」と呼ぶ)ゼロじゃない。

そうすると、そういう可能性があったときに、それは二国間の交渉と言いますが、アメリカは、結局、日本が入るかどうかを同意、承認する側なんです。そうすると、アメリカにとって気に入らない、これじゃ信頼を得られないということになったときに、二国間の話というのは実際にTPPに入るための前提になりますよね。アメリカとしては、この要求は必要だ、これは最低限のんでもらえなかったら、やはり入ってもらうには信頼を得られないよ、信頼できませんよと言われたら、そういうことになるんじゃないですか。そうなりませんか。

しかも、アメリカは、民主、共和両党が議会にいますから、いろいろな要求がぎりぎりあるわけです。結局、そういうことになるんだと思います。それを否定しますか。

○玄葉国務大臣 先ほど申し上げましたように、可能性としてゼロじゃないと思います。確かに、やってくる可能性というのは私はあると思いますよ。だから、そのときにやはり、先ほど申し上げたように、何が対応可能で何が困難かというのをこちらできちっと判断して、協定とは別に、個別にきちっと対応したい、こういうことを申し上げたわけです。

○笠井委員 別にならないんですよ。だって、対等、平等じゃないんです。アメリカから承認してもらわなきゃいけないんです。そのときに、信頼を得るためにはこれが必要となったら、二国間で話し合ったって、それがTPPに入る前提になってくるわけですよ。

そうなりますと、TPPというのは食料あるいは農業だけではありません。暮らしと経済のあ

らゆる問題がかかわってきて、今、二十四分野が交渉対象とされて貿易の制限撤廃が求められてくるということで、いろいろな議論がある。

では、アメリカは実際に日本に対して何を求めてきているか。

外務省が十月二十五日に提出した文書がここにございますが、米通商代表部、USTRが公表した二〇一一年外国貿易障壁報告書の日本に言及した部分であります。さらに、それ以外にも、貿易の技術的障害に関する報告書なども含めると、私、数えてみましたら、ざっと約六十項目にもわたって、要するにアメリカ・ルールで自由化せよという要求を列挙しております。

例えば、今とりわけ国民の関心が高い食の安全にかかわる部分を見ますと、遺伝子組み換え食品の表示義務の撤廃というのを求めてきております。通商代表部の報告書にはこうあります。アメリカのバイオテクノロジー食品の輸出が妨げられ、場合によっては完全に締め出されるというふうな批判をして、そういう不当な貿易障壁だということで表示義務の撤回を日本に求めております。

玄葉大臣、そういう要求はアメリカからありますね。あるかないかだけで言ってください。あるかないかだけで結構です。

○玄葉国務大臣 二国間の経済対話ですから、不断にこういう話はあるということなんですね。

ただ、これはぜひ言わせてください。つまり、この遺伝子組み換えの表示というのは、まず一つは、御存じだと思いますけれども、WTO……（笠井委員「そこはこれから議論するんですから、あるかないかを言ってください」と呼ぶ）議論しますか。

○中井委員長 質疑者と答弁者に申し上げますが、答弁、質疑は委員長の許可が要ります。座ったままで勝手に物を言わない。だめ。

○玄葉国務大臣 はい、わかりました。

それで、WTO・SPS協定というのがあって、既にそのWTO・SPS協定の中で、いわゆる科学的な知見に基づけば、国際水準よりも高い水準の措置を行うことができると書いてあります。現に今議論が、TPPの中では行われていませんが、実は行われる可能性は私は否定できないと思います。

ただ、そのときに、例えば豪州とかニュージーランドとか日本というのは非常に厳しい表示を求めるでしょう。オーストラリア、ニュージーランドはそうです。では、例えば、豪州とアメリカのFTAでそういう表示が緩んだかといえば、緩んだとは私は承知しておりませんし、ニュージーランドもそうでございます。

○笠井委員 私の質問に答えていただきたいんです。私は、そういうことが要求としてありますかと聞いたので、そこをはっきり言ってください、あるかないかだけ。あるんですね、そういう要求が。

○玄葉国務大臣 先ほど申し上げたように、不断に二国間ではあるんです。同時に、TPP協定の中ではまだ議論されていない。だから、事前にいろいろこれまでもあったからあるかもしれないと申し上げて、それについての私の考え方を申し上げたわけです。

○笠井委員 あるかもしれないじゃなくて、外務省が出した文書に書いてあるじゃないかということを行っているんですよ。

アメリカから、非関税障壁の撤廃なのだから表示を撤回せよと、TPP交渉に入る前段で、二国間で求められることになるんですよ。交渉の場でほかの国と協議する以前に、アメリカは、入

りたければそれをやりなさいよと言ってくるという可能性があるわけでしょう、ゼロじゃないと言っているから。そこを言っているわけです。

パネルをお願いします。

加工食品の表示というのがあります。だれでも、お店に行きまして食べ物を買うときに、加工食品の場合でいえば、まず見るのがこういう表示だと思うんですね。原材料は何か、大豆なら、遺伝子組み換えでないというふうにあるかないかがやはり大きな注目点になります。消費期限あるいは賞味期限はいつか、保存方法はどうか、そしてだれがどこでつくったか、確認してから買うんだらうと思います。

大体、消費期限、こうありますが、これだって、もともとは製造年月日とあったわけですね。その表示があったのに、アメリカも要求するということが大きな要因になって、一九九四年に廃止されました。当時のアメリカの議論は、製造年月日表示では、アメリカから日本に輸出してくる食品の方が輸送期間が長い、そうすると、日本の店頭で並べられたときに比べられて、つくったのはアメリカの方が古いね、だからやはり新しい方を買おうということで売れ行きに影響が出て、アメリカに不利になるという要求があって、そしてそれが消費期限、賞味期限表示にされてしまったわけでありまして。

今回も、アメリカの要求を受けると、まず、T P P交渉に入る前段の段階で、それに入るためにはこういう要求をどうするんですかと突きつけられて、豆腐、納豆、みそなど三十品目に表示が義務づけられている遺伝子組み換えでないという表示が、消せというのがアメリカの要求ですから、それを受ければ消えてしまうということになります。やはり消費者から見ると、本当にこれは心配でしょうがないわけですよ。

これは総理に伺いたいんですが、こういうことになるということになりますと、食の安全、安心というのが本当に総理として保証できるというふうにお考えでしょうか。

○小宮山国務大臣 先ほど玄葉大臣からもありましたように、食品の輸入につきまして食品安全に関する措置を実施する権利というのは、W T Oの衛生植物検疫措置に関する協定、S P S協定で日本を含む各国に認められていますので、輸入食品については、これをもつて的確に監視していくことができます。

T P Pの協定交渉で主な議論の内容は、検疫措置を実施する際の手続の迅速化、透明化の向上、規制当局間の委員会の設立、リスク評価における科学的根拠の開示、こういうことはある模様ですけれども、現在、食品添加物、残留農薬、それから遺伝子組み換え食品の表示ルールなど、個別の食品安全基準の緩和というのは議論をされていないと承知をしています。

今後、食品安全基準の緩和などが協定交渉の中で提起される可能性は、それはすべてのことに可能性は排除されませんが、仮に日本が参加をする場合、T P P協定のような複数国間の交渉では、ある国の食品安全に関する措置の変更をほかの国から一方的に求められることは考えられないというふうに思います。

ですから、とにかく、食品安全について日本がこれまで守ってきたものについては、この交渉の中でしっかりと協議をして、日本がそれを脅かすようなことを受け入れることはしないということをお願いしたいと思います。

○笠井委員 今あれこれ言われましたが、では、私、伺いましょう。

先ほど、「T P P協定交渉の分野別状況」ということで、これは政府が内閣官房以下出している、状況の文書ですね。外務省だけじゃありません、各府省出しています。この中で、具体的に、各分野についての規定という中でこういう懸念が表明されています。私の質問です。「現時点では議論はないが、仮に個別分野別に規則が設けられる場合、例えば遺伝子組換え作物の表示などの分野で我が国にとって問題が生じる可能性がある。」「遺伝子組換え作物の表示などの分野で我が国

にとって問題が生じる可能性がある。」と政府は書いています。

どういふ問題が生じる可能性があるというふうに考えているんですか。さっきは問題は起きないと言いましたけれども、どういふ問題が生じる可能性があると考えるんですか。

○玄葉国務大臣 その文章の趣旨は、まさに日本が求める表示と違ふ基準を主張する国がTPP協定の交渉の中で出てくる可能性は排除されないという意味であります。

その上で、先ほど申し上げたように、現時点では議論されていないけれどもそういう主張がなされて、そのときには、我々は、もう既に認められているWTO・SPS協定、これをいわば曲げるような規定を受け入れるという考えをとっていないということでもあります。

事実関係で申し上げれば、やや繰り返しになって恐縮ですが、オーストラリアとかニュージーランドとか、TPP以外ですが、韓国もそうなんですけれども、実際、非常に厳しい表示を日本のように求めています。それが変わったかと言われれば、変わっていません、全く。

ですから、一方的に一方国のルールがそれで全体のルールになるかといえ、私は、率直に申し上げて、なり得ないというふうに考えています。

○笠井委員 米韓のFTAでは、これは撤廃されているはずですよ、遺伝子組み換えは。

まさにそういう点でいいますと、私がさっきから言っているように、このTPP交渉の舞台になる前段の問題が問題なんです、アメリカから言われるわけですから。これまでだって、この表示が変えられてきたんだ、アメリカの要求で。またやられるんじゃないかという話をしているわけです。

いろいろ言っても、そここのところの説得力はありません。BSEの月齢引き下げのように、日本は、結局、アメリカに譲歩することになるという懸念が実際に国民からあるわけです。とにかく日本に売りたいというアメリカに対して、国民の食の安全、安心を守るという立場から、絶対に譲歩しないと国民の前で言えるのかといえ、そうならないじゃないですか。

食の安全にかかわっては、牛肉の問題でも、今言ったような緩和の問題があります。そして、日本国民の食の安全を脅かす要求を列挙して突きつけてきているのがアメリカであります。

それだけでなく、この食の安全の問題というのは、今度の福島原発事故によって大量の放射性物質が拡散されて、子育て世代はもちろん、多くの国民は、放射能汚染を心配して食の安全に神経をとがらせている。その上に、TPP参加によってさらに脅かされる。政府に言っても、少なくとも、問題が生じるようなことが起こるといふわけでしょう。そんなことを許しちゃいけないと思うんですよ。よく考えるべきだ。

もう一つだけ聞きたいと思います。

国民の命と健康にかかわる医療の分野ではどうか。

アメリカの通商代表部の報告書では、日本では「厳格な規制によって、外国事業者を含む営利企業が包括的サービスを行う営利病院を提供する可能性等、医療サービス市場への外国アクセスが制限されている。」と批判して、日本の医療を外国企業に開放するように要求してきております。

私は、こういう要求を、議論して受けることになるは大変なことになると思います。医療に利益第一主義が持ち込まれて保険のきかない医療拡大で自己負担がふえると、お金持ちしかよい医療が受けられなくなる、不採算部門切り捨て、地域からの医療機関撤退が一層進みかねないという懸念があります。

こういうことが交渉対象にならないという保証がありますか。

○玄葉国務大臣 混合診療の解禁とかあるいは営利企業の医療参入、これはTPP交渉で議論の対象にはなっておりません。同時に、TPP協定交渉参加国間のFTAを調べてみますと、公的医療保険制度は適用除外ということになっているところでもあります。

いずれにせよ、現時点で公的医療保険制度そのものについて議論の対象になっておりませんが、仮に議論の対象になったと仮定した場合であっても、我が国としては、やはり国民皆保険制度を維持するということで対応していくべきものというふうに考えております。

○笠井委員 大臣、外務省が一昨日、民主党に対して提出した追加の資料がございますね。追加説明資料の中ではこうあります。「T P P協定は交渉中であり、その内容は予断できないものの、混合診療の全面解禁がT P Pで議論される可能性は排除されない。」と書いてありますよ。

そう言わなかったでしょう、今。これは一体どう違うんですか。民主党の中では、排除されないという問題があると言っているんじゃないんですか。可能性は排除されないんでしょう。

○玄葉国務大臣 いや、私先ほど申し上げたように、まず一つは、現時点で議論されておられません。既存のF T Aでは適用除外になっています。仮におっしゃるように議論の可能性が出てきた場合は、私はこういう姿勢で臨みますということを申し上げたわけです。

○笠井委員 可能性が出てきた場合じゃなくて、可能性が排除されないと外務省は文書で民主党に説明していますが、可能性が排除されないとはいえないんですか。説明が違うじゃないですか。

○中井委員長 玄葉君、この文書の説明をしてください。

○玄葉国務大臣 可能性は、どういう場合であっても可能性として全く〇・〇%かと言われれば、それはそうじゃないかもしれません。ですから、先ほど申し上げたように、仮に出てきた場合はこういう対応をしますということを申し上げたわけです。

○笠井委員 民主党の中での説明は、外務省ははっきり、可能性は排除されないと言い切っているわけですよ。なぜそこをあいまいにごまかすんですか。

どんな場合でも可能性はゼロというのはありませんという話じゃなくて、ここでは「混合診療の全面解禁がT P Pで議論される可能性は排除されない。」と書いてあるんですよ。そうなんでしょう、そこは。これは違うんですか。違うんだったらどういう、民主党の議論とも違うんでしょう。

○玄葉国務大臣 ちょっと今、お手元にある資料が私の手元にないので。ただ、議論される可能性はゼロじゃないということかと言われれば、それはゼロじゃないかもしれません。ですから、先ほど対応方針を申し上げたわけです。

○笠井委員 T P Pではこのことが今問題になっていない、大臣もそう言われましたが、日本が入っていないから問題になっていないんですよ。保険証一枚でどこでも医者にかかれるという日本の国民皆保険制度は、WHOの年次報告書の中でも世界の成功例とされてきました。これまでの九カ国の交渉で対象になっていないのは、そういう国がないからなので、日本が交渉に入ったら、対象になる可能性が大いにあるということなんですよ。

アメリカ政府、議会から、そういう規制を取り払わないとT P P交渉に入れてあげないと言われてたらどうするか。米側の要求のとおり混合診療が全面解禁されたら、窓口の三割負担だけじゃなくて、十割負担の自費診療もあわせて入ってきて、必要な医療はすべて保険で行うという皆保険制度が壊される。(発言する者あり)今、医療格差と言われましたが、そういうことが起こるわけですよ。

いいですか。これは、そういう問題についてアメリカが要求している。それを前段の、結局、

日本がTPP交渉参加意向表明したときに、アメリカ政府、議会の承認を得るときに、入りたかったらそういうことのみなさいよと。相手はアメリカですよ。これまでさんざんそういうことでやってきた相手でしょう。断るならはっきり断るという保証があるんですか。絶対それをさせないと言えますか。

○玄葉国務大臣 ですから、冒頭申し上げましたように、二国間の懸案事項について、TPP協定に入る前にいろいろ要求してくる可能性は排除されません。それについては、何が対応可能で何が困難かというのを二国間で個別にきちっと対処します。今の、おっしゃったような公的医療保険制度は、維持しなきゃいけないというふうに思います。

○笠井委員 アメリカとの関係でいえば、個別の対処が、結局、それがTPP交渉に入るかどうかの前提条件になってくるわけですよ、先ほど大臣が言われたみたいに。

そうしますと、これはFTA、EPA、あるいは、この問題でもずっと議論がありましたが、米韓で見ますと、アメリカだって韓国に言ってきたんです、そういう問題について。

米韓FTAでは、医療分野に株式会社が参入するというので、現に仁川では、ベッド数六百のニューヨーク・キリスト長老会病院というのが建てられている。すべて個室のみで完備されて、医療にかかわる費用を病院経営者みずからが決めることが可能になっているんです。

結局、アメリカ・ルールでやれということになってきて、それを受けなかったら、いいですよ、受けないだったらTPP参加については保留しましょう、入れてあげませんと、アメリカが認めなかったら入れないということになります。

総理、そこまでしてどうしてTPP交渉参加に前のめりなのか。総理は、TPP協定について、アメリカだけじゃなくて幅広い参加国が参加するものであって、世界の成長エンジンであるアジア太平洋地域の成長力を取り込むことができる枠組みだと言われました。しかし、現在のTPP交渉参加国というのは、アジア太平洋諸国、たくさんありますけれども、そのうち九カ国だけということです。それに日本が加わったとしても、十カ国のGDPをずっと計算してみますと、日本とアメリカで全体の九一%を占める。残りの九%のうち、大体五%がオーストラリアです。それ以外の国が数%。そういう比率になっている。

日本のTPP参加というのが、結局のところ、事実上の日本とアメリカのFTA、自由貿易協定、こういうことになるんじゃないですか。総理、いかがですか、これは。

○野田内閣総理大臣 相当前提条件が違うと思うんですが、そこまでして前のめりにというお話がございましたが、委員がおっしゃったような、日本の誇るべき公的保険制度を壊すようなことまでして何かを進めようという気持ちは、私は全くありません。

二国間の交渉があって、相手がいろいろ要求してくることはあるでしょう。それは可能性はゼロではないと思うんです。それは玄葉大臣がおっしゃるとおりです。だけれども、対応困難なもの、対応できるもの、それはきちっと国益を踏まえて、きちっと交渉するというのが日本の立場であるべきであろうというふうに思っています。もし交渉に参加する場合の話ですよ。

というふうに基本的には思いますので、前のめりで云々、そんなことまでのみ込んでという、そういう議論はちょっと飛躍があり過ぎるというふうに思います。

○中井委員長 総理、日本とアメリカとの二国間のFTAじゃないかという質問に教えてください。

○野田内閣総理大臣 現状の九カ国の中で日本が入った場合には、おっしゃるように、GDPの比率で見ればそういうことになるというふうには思います、数字の上では。

ただ、これはTPPからFTAAPへの道筋もあるわけで、それからの広がりも考えると、単なる九カ国のGDPだけで比べるものではないだろうとは思います。

○笠井委員 広がっていくんだと言われましたが、では、アジアの国々で、例えばインドネシアの外務大臣は、私たちはTPPじゃなくてASEANでやっていきますよときのうも言われました。結局、そういう流れができていないわけじゃないんですよ。

今、総理が冒頭に、いや、守るものは守るんだ、皆保険は守る、絶対そこは交渉で頑張ると言われましたが、では、具体的に示してください。参加意思を表明する、それに当たっては、これは守ります、これは守ります、これは守ります、その一覧表をちゃんと出して、その上で議論しようじゃないですか。出しますか。

○玄葉国務大臣 まず、自由化交渉のテーブルにはすべてのせるというのが、すべての国の原則なんですね。その上で、我々は同意を得て参加国に、仮にですよ、入る場合はなるということです。その上で、交渉の中で我々は、当然、何を守り何を攻めるのかということ踏まえてしっかりと対応するということだと思います。(発言する者あり)

○笠井委員 交渉がわかっていないという声がありましたが、そのとおりだと私は思いますよ。

だって、テーブルにのる前に日米の協議があるんですよ。入れてもらうかどうかがあって、テーブルにのってからになってくるわけで、そもそも、最初に言ったように、このTPPというのは、関税はゼロにしていく、それからそれ以外の規制も取っ払うという話の世界に入ろうというわけですから、そうじゃなくて、これは守りたいんですというところが入ってきたら、これは異質な国ですね、我々の世界と違いますよと言われたら、断られるという話になるんですよ。だから、これは守るといふのははっきり出して、国民とも議論してという話にならなきゃおかしいと思うんです。

私は、今アジアでそういう広がりがあると言われましたが、今、このTPPの動きというのは、アメリカ主導で、そういう自由貿易圏を日米中心に広げようということになっている。金、人、物さえ自由に動かせば経済はよくなる、妨げるものは悪だと言ってきた、そして各国の自主性を否定する、そんなやり方をやってきたマネー資本主義の典型だと思います。もう完全に失敗したわけです、そういうやり方は、それを装いをかえて蒸し返すのがTPPで、新しいどころか、古いシステムでしかない。だから、韓国だって、米韓FTAにやはりすごい、そういう流れに対して強い抵抗、反論、そして運動が起こって、批准になって問題になっているわけですよ。

総理、今焦っているのはアメリカの方だと思います。国内の長引く不況、金融危機のもとで、失業率も増大する、経済が行き詰まっている。来年の米大統領選挙も控えていて、オバマ大統領は再選戦略をとっているという中で、日本のTPP参加によってアメリカの対日輸出戦略に取り込もうと必死になっている。そういう中で、日本が早くTPP交渉に参加表明しないと入れてあげないと言いつつ、結局は、この間だって期限をずらしながら、日本を待っていますと言っているのがアメリカ政府通商代表です。それを何で、乗りおくれるからなどと慌てなきゃいけないのか。一たん交渉参加を表明したら、次々とアメリカは対日要求を突きつけてくる。そういう国です。それをのまなかったら、参加は認めないと言われるだけじゃないですか。

総理、本当に国益を考えるなら、こんな道をとるべきじゃないと思うんですが、いかがでしょうか。

○野田内閣総理大臣 私どもの政権としては、高いレベルの経済連携、そして特に農業との両立を図っていくということとは基本姿勢でございまして、日本とEUとのEPA交渉も加速化させていきたい、日韓もやっている、日中韓も考えている等々、その中で、TPPというのはその可

可能性があるのかどうかということは今議論させていただいているということでございまして、単に、アメリカはこんな思惑があるとか、そんな話だけではなくて、日本の国益としてこの交渉に参加した方がいいのかという、主体的な判断でいきたいというふうに考えております。

○笠井委員 だったら、そういう主体的な判断について、もっと国民的議論をしなきゃだめじゃないですか、国益は何かと。そこが問題だと思います。

私は、今進むべき道は、やはり国民生活を応援する内需主導の政治に切りかえる。そして、世界との関係、アジアの関係も、互惠平等の経済関係をつくっていくということで、食料主権はその中できちっと大事にする、そして経済主権も大事にする、尊重しながらやる、そういう枠組みを大いにつくるという先頭に立つべきだと思います。

最後に聞きたいと思うんですが、政府は、国民や国会には情報を出さずに、ようやく出すと言いつたしましたが、与党に小出しに出して、そして、さまざま議論してきたと言っていますが、懸念には、主体的に判断する、最大限に努力する、慎重に検討する、余地は考えにくい、可能性はゼロとは言えない、こういう言葉を並べ立てて、事を小さく見せようとしていると思います。他方では、アメリカとは緊密に協議しながら、国のあり方の根本、国益にかかわる重大問題で拙速に結論を出そうとしている。こんな姿勢は許せないと思うんです。

そこで、この問題の最後に総理に伺いたいんですが、政府は与党に対し、さっき言ったように、与党のチームには資料を出して、追加資料を出してということで、二十二回やってきたそうです。でも、日本の国会は公式の議論の入り口に入ったかどうか、そういうところであります。

一方で、どうですか。アメリカ議会の方でいきますと、さっき大臣も答えましたが、日本政府の交渉参加の是非について、米政府との事前協議に時間をかけた上で、日本が交渉に参加するかどうかを認めるかどうかだけでも、三カ月の議論する時間があるんですよ。

日本の国会では議論もこれからで、国民の意見も聞かずに、まさか、三カ月どころか、あした交渉参加を表明するなんてことがあっていいんですか。アメリカの方には、御丁寧に三カ月以上の手続を経るわけです、参加するかどうかだけで。日本には、あしたにも参加表明するなんてことがあっていいんですか。こんな国会軽視はないんじゃないですか、国民軽視は。

○野田内閣総理大臣 交渉参加の云々を前提として、アメリカがそういう九十日のルールがあるということはそうです。ほかの国はありません。

そういう中で、では日本はどうかというと、仮に交渉参加をして政府が署名をしたとしても、最終的には国会の承認、批准を得なければいけないわけで、国会の統制は受けるし、しっかり議論いただくということはあるんです。

その前にも、当然しっかりと情報収集して、御説明はしていきたいというふうに思います。

○笠井委員 最終的には批准されるからいいんだと言われますけれども、そこで否決されたら、また日米関係でいろいろなことを言われるんじゃないんですか。

そんなことが起こる前にまずこの段階で、だって、アメリカ議会の方は、三カ月以上かけて日本が交渉に入るかどうかやるんですよ。日本の議会にちゃんと資料を出して、国民にも資料を提示して、国益はどうなのか、これは守る、これは大事だ、ここまではこうなんだということも含めて、いろいろなシミュレーションも出てくるでしょう、そういうことを徹底して議論した上で日本が参加するかどうかということ判断したっていいんじゃないですか。私たちは交渉参加反対ですけども、少なくとも民主主義を考えたら、主権国日本を考えたら、そのことぐらいやっていいんじゃないでしょうか。総理、いかがですか。

○玄葉国務大臣 国会で議論するというのは、それはもちろん大事なことだというふうに思いま

す。

ただ、事実関係を改めて申し上げますけれども、アメリカの場合は、もともと議会に通商権限があった、それをTPA法という法律でいわば授権していたという経緯があるわけです。日本は、今、野田総理がおっしゃったとおり、内閣に条約締結権があって、国会は承認するんだ。まさに制度の違いなので、もちろん、こういう制度であっても、日本として、できる限りの情報提供に努めて、その中で国民的な議論、議会の中での議論を成熟させていくということは大切だというふうに考えています。

○笠井委員 それぞれの制度の違いがあるのは私も知っています。アメリカの制度と日本の制度は違う、条約に当たっても違うと先ほど言われました。アメリカも詳細に、条約についてはいろいろあります。日本は日本であると言われたけれども、しかし、事情があったって、こういう大事な問題で、国のあり方そのものにかかわることで、これだけたくさんの懸念が出ていて、そして、それに対しても十分に答え切れたかといえ、与党民主党の中だって二十二回議論されたんでしょう。私も報道でしか知りませんが、最終的にそのときに、では、民主党として参加しますという表明をすると決めたんですか。決められないんでしょう。そういう問題があるときに、それがわかっている、そして政府自身も懸念事項があると言っていて、与党の中からも野党の中からも、団体や国民の中からも、こういう懸念がある、そうなったときどうするのか、たくさんの疑問や問題点が出ているときに、それについてきちっと議論を経ずして踏み出していくということが、民主主義としてやっていいのかという問題だと思うんですよ。

何か、手続論じゃないんです。条約で、実際結ばれたら、その後は当然手続にのっとって、日本でどうするかというのは批准の手続があります。でも、少なくとも、これだけ日本の命運にかかわる問題で、しかも大震災の後に、被災地に大きな問題をもたらすというようなことも言われていて、当事者からも声が上がっている中で、こんなことやっていいのかという問題になると私は思うんです。

総理、率直に、その点については、被災者のことを思って、あるいは国民のことを思って、少なくともこういうプロセスは必要だ、そして、機が熟したらと言われましたが、今熟していると言えるのかということについては真剣にお答えいただく必要があるんじゃないですか。機が熟したと言うなら、なぜ、何をもって熟したのか。先ほど私、たくさんの反対の決議も申しあげました、疑問点、意見も申しあげました。なおかつ、熟しているから判断するということが言えるのであれば、何をもって言えるのかということ、そして熟していると今思っているのかどうか、この問題をどう扱っていくのかということについて最後に伺っておきたいと思います。

○野田内閣総理大臣 被災地の復興は、これは最優先です。これは我が内閣の最大かつ最優先の課題であるということはずっと申し上げてまいりましたし、三次補正予算もそれが骨格となっています。

それと同時に、今回のこの問題は、まさに日本が、アジア太平洋地域の成長力を取り込んで貿易・投資のルールづくりに主体的にかかわっていくかということと農業の再生との両立を図れるかどうか、そのほか御指摘のいろいろな御懸念があることは事実でございますが、そういうものを踏まえて、何が国益かということを経済的に判断をしなければいけないし、そのための議論をこれまで行ってまいりましたけれども、その結論は早急に出していきたいというふうに考えております。

○笠井委員 こうなればよくなるといういろいろな願望があったり、いろいろな計画があっても、実際に起こってきたこと、起こること、マイナス面というのは大きいという問題を含めて、私は委員長にお願いしたいと思います。

このT P P交渉参加の是非に関して、当委員会で参考人をお呼びいただいて質疑をすること、そして、全国各地で意見が出ていますから、地方の公聴会、参考人招致の公聴会を開催することを理事会で協議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中井委員長 理事会で後刻協議いたします。

○笠井委員 終わります。